

青森県報

第七百九十五号

令和六年
八月二日
(金曜日)

目次

告 示

- 自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 道路の供用の開始……………(同) ……三
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(河川砂防課) ……三
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(農林水産政策課) ……五
 - 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………(漁港漁場整備課) ……五
 - 右 同……………(同) ……五
 - 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……六
- 正 誤
- 令和六年三月二十九日号外第二十二号告示中……………(建築住宅課) ……七

告

示

青森県告示第四百二十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間		開始時刻		試 験 場	
試 験 期 日		位 置		名 称	
令和六年九月十日(月)から同月十八日(水)まで		任意の場所		自宅及び各地域事務所	
令和六年九月十日(土)から同月二十九日(日)まで	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地			
令和六年九月十六日(木)	むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地			
令和六年九月十九日(日)	弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地			
令和六年九月十六日(木)	三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地			
令和六年十月五日(土)から同月六日(日)まで	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地			

受付後に
通知

6	5	4	3	2	1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
										後	前			
県 道	県 道	国 道	国 道	国 道	国 道	松野木 姥滝 線			五所川原市大字稲実字稲葉一・二〇の九から 五所川原市大字稲実字米崎八〇の三まで	後	前	一七・二〇メートルから 一七・二〇メートルまで	二二〇・〇〇メートル	
										二一・五〇メートルから 二一・五〇メートルまで	一九・三〇メートルから 一九・四〇メートルまで			
県 道	県 道	国 道	国 道	国 道	国 道	十腰内陸奥 森田停車場 線			つがる市森田町森田月見野三・四・六から つがる市森田町森田月見野三・三・四の四まで	後	前	一七・四〇メートルから 一七・四〇メートルまで	二五〇・〇〇メートル	
										二〇・八〇メートルから 二〇・八〇メートルまで	一九・四〇メートルから 一九・四〇メートルまで			
県 道	県 道	国 道	国 道	国 道	国 道	持子沢鶴田 線			つがる市木造越水長谷川一六二の八から つがる市木造越水長谷川一六二の五まで 北津軽郡鶴田町大字横滝字森口八の一まで 北津軽郡板柳町大字柏木字片田野三五四の三から 北津軽郡鶴田町大字横滝字森口八の一まで	後	前	二一・三〇メートルから 二一・三〇メートルまで	三五〇・九〇メートル	
										二八・四〇メートルから 二八・四〇メートルまで	二〇・一〇メートルから 二〇・一〇メートルまで			

二 応募資格
採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳にあつては、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者）

青森県告示第四百三十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和六年九月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年九月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道松野木姥菟線	五所川原市大字稲実字稲葉一〇の九から五所川原市大字稲実字米崎八〇の三まで	令和六・八・二
国道一〇一号	五所川原市大字七ツ館字虫流八九の二から五所川原市大字七ツ館字虫流一の六まで	〃
国道一〇一号	つがる市柏稲盛幾世無番からつがる市柏上古川八重崎三七の三八まで	〃
国道一〇一号	つがる市木造越水長谷川一六二の八からつがる市木造越水長谷川一六二の五まで	〃
県道十腰内陸奥森田停車場線	つがる市森田町森田月見野三四六からつがる市森田町森田月見野三三四の四まで	〃
県道五所川原黒石線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四二二の二から北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一まで	〃

青森県告示第四百三十七号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

石窪土砂災害警戒区域及び石窪土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第四百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

石窪土砂災害警戒区域及び石窪土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第四百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 うなぎ沢一号土砂災害警戒区域及びうなぎ沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

(図面省略)

二 蒼前沢一号土砂災害警戒区域及び蒼前沢一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 下モ町土砂災害警戒区域及び下モ町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 館向土砂災害警戒区域及び館向土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県特定家畜伝染病防疫情報管理システム構築等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部農林水産政策課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年六月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
佐川急便株式会社北東北支店
岩手県盛岡市流通センター北一丁目三二の三
- 六 契約金額
四千七百二十五万五千三十五円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案
 - 二 縦覧場所
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び中泊町水産商工観光課
 - 三 縦覧期間
令和六年八月二日から同年八月二十二日まで
 - 四 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、中泊町水産商工観光課にあつては、その執務時間とする。
- ~~~~~
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧
- 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、野辺地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

野辺地地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び野辺地町産業振興課

三 縦覧期間

令和六年八月二日から同年八月二十二日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町産業振興課にあつては、その執務時間内とする。

採石業務管理者試験の施行

令和六年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

令和六年八月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和六年十月十一日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

令和六年八月二十六日（月）から同年九月六日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階

青森県国土整備部河川砂防課水政グループ

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

七 その他

1 受験願書の用紙は、青森県国土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部において配布するとともに、青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>）において入手することができる。

2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県国土整備部河川砂防課に送付すること。

3 出願者には、青森県国土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

正

誤

令和六・三 元 号外第二二 号	発行年月日 番号	
告示	区分	
第一九八号	番号	
三	ページ	
下	段	
ら後 る 五か	ら後 る 六か	行
能「青森県建築物のエネルギー消費性 徴収条例」 の向上等に関する法律関係手数料	能「青森県建築物のエネルギー消費性 徴収条例」 の向上に関する法律関係手数料等	誤
能「青森県建築物のエネルギー消費性 徴収条例」 の向上等に関する法律関係手数料	能「青森県建築物のエネルギー消費性 徴収条例」 の向上に関する法律関係手数料徴	正

建 築 住 宅 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭